

## 支援センター中

### **事業概要**

平成28年4月から、就労継続支援B型は定員25名に変更し、生活介護の定員15名と合わせて40名定員で稼働率100%になるように努めます。また、両事業は、月曜日～金曜日だけでなく、土曜日の開所を月1～2回に増やし開所日の年間計画を4月に示します。

ホームズ中央は、利用者・家族の生活ステージを把握して地域生活の展開とホーム設置の検討を行います。

上記3事業と日中一時支援事業、居宅サービス事業を含む5事業とも連携をして、本人、家族の高齢化の生活にも貢献できるように努めます。

引き続き、各事業の利用者確保・安定に力を入れていきます。利用者家族のニーズに合ったサービスが提供できるように、生活、仕事、または、生産活動、余暇活動のバランスを十分考慮し、心身共に健康で明るく毎日を過ごせるように、また、職員も支援スキルをあげられるように研修を続けます。

### **事業内容**

#### **1. 支援センター中(就労継続支援B型事業・日中一時支援事業)**

##### **【事業目的】**

大阪府指定の就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な就労継続支援B型サービスを提供する。

##### **【運営方針】**

- 1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

##### **【所在地】**

大阪府大阪市東成区玉津2-11-28

##### **【利用者定員】**

25名

## 【職員配置】

管理者 1 名      サービス管理責任者 1 名  
職業指導員 3 名（送迎及び運搬業務担当者含む）      生活支援員 5 名

## 【営業日及び営業時間等】

### 営業日

月曜日から金曜日までの午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 4 5 分、  
第 1 水曜日午前 9 時 0 0 分～午後 1 時までとする。  
（送迎車対応は午前 8 時 3 0 分～午後 2 時までとする。）  
月 1～2 回の土曜日午前 9 時 3 0 分から午後 2 時までとする。  
（送迎車対応は午前 8 時 3 0 分から午後 2 時までとする。）  
ただし、国民の祝日、8 月 1 2 日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを  
除く。

### サービス提供日

月曜日から金曜日までの午前 9 時 3 0 分から午後 4 時までとする。  
第 1 水曜日午前 9 時 3 0 分～午後 1 時までとする。  
（送迎車対応は午前 8 時 3 0 分～午後 2 時までとする。）  
月 1～2 回の土曜日午前 9 時 3 0 分から午後 1 時までと  
する。  
（送迎車対応は午前 8 時 3 0 分から午後 2 時までとする。）  
ただし、国民の祝日、8 月 1 2 日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを  
除く。

## 【指定就労継続支援 B 型を提供する主たる対象者】

知的障害者（18 歳未満の者を除く）・精神障害者（18 歳未満の者を除く）

## 【指定就労継続支援 B 型の内容】

### 1、支援内容

- （1）個別支援計画の作成
- （2）食事の提供
- （3）身体等の介護
- （4）就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- （5）就労の機会の提供及び生産活動（委託加工、自主製品作成）
- （6）実習先企業等の紹介
- （7）求職活動支援
- （8）職場定着支援
- （9）生活相談
- （10）健康管理
- （11）訪問支援

- (12) 送迎サービス
- (13) 土曜開所の実施
- (14) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から(12)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

## 2、年間行事等予定

- 5月 土曜開所2回
  - 6月 社会見学(必要な方個別に対応、全体の行事としては行わない)
  - 7月 避難訓練・学習会(土曜開所)
  - 8月 健康診断・夏期休所(8/11~14)
  - 9月 健康診断・大阪大会(阪南市9/25)・一泊旅行(9月実施の検討中)
  - 11月 学習会(土曜開所)・さくらフェスタ(11/3)  
ふれあい広場(11/5)・しらさぎ祭り(未定)  
ポジ祭(長居公園=11/23)・るんるんバザー(未定)
  - 12月 土曜開所2回・クリスマス会(12/17又は休日開所)  
冬期休所(12/29~1/3)
  - 1月 新年会(1/4)・土曜開所2回
  - 2月 避難訓練
  - 3月 土曜開所無し・テーブルマナー訓練・年度末半日休所(3/31)
- ※土曜開所(月1~2回の土曜日実施)/歯科訪問毎月予定。

### 【利用者から受領する費用の額等】

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

- ・昼食 1食につき370円
- ・日用品費の実費
- ・送迎サービスの提供に係る費用 月額13,000円ないし日額800円(片道400円)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

### 【工賃の支払等】

1ヵ月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

### 【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。

(3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

#### 【通常の事業の実施地域】

大阪市の全域、八尾市の一部とする。

#### 【保護者会との協力】

事業所は「支援センター中保護者会」（就労継続支援B型事業＋生活介護事業の利用者家族は合同の保護者会とする）と協調し、事業の円滑な実施に努める。また、保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。

#### 《今後の方向性》

就労継続支援B型事業として、より生産活動を充実させて、今以上に工賃アップをはかり、一般就労へのステップアップや福祉的就労が継続できるように取り組みます。元気で働き続けるためにも運動の機会を増やし、体力増進、健康管理の取り組みを行います。余暇情報の提供も行いながら、仕事と休日のバランスの大切さも感じてもらいます。生産活動を通して自分が持てる力の発揮、役割、充実を感じてもらいながら、今後も日中活動の展開をはかります。また、生産活動だけでなく、日中に創作・趣味の活動がしたい方には、他のサービス利用等の相談をして、今後の展開を考えていきます。

ホームズ中央、他のセンター・機関とも連携をして、生活についても相談していきます。親亡き後の本人の生活は、十分に相談し本人・家族のニーズに沿った支援を行うことによって、本人、家族の安心につながればと考えます。

#### 《支援テーマ》

「できることは自分で、新しいことにもチャレンジを」！

「職員は支援を控え、必要な時に適切な対応ができるように」！

「ご本人の可能性を引き出せるように支援する」！

#### 【今年度特に取り組む事業活動】

各業務の目標テーマ

##### A 日中活動

- ① 就 労 より工賃アップ、よりスキルアップを目指す。売り上げ内容を検討する。

仕事の意識を高めてもらう。取引業者、顧客苦情ゼロ化。

- ② 日 課 日課当番工夫、安全快適な環境、清掃のスキルアップ

- ③ 参 加 参加型学習会の工夫、自己表現の機会提供

B 健康促進 公園体操や「ぷらすわん体操」をより多くすすめる。健康情報の把握、感染症防止の強化。

C 生活自立 身辺処理の支援、対人関係の調整。

## 2. 生活介護事業

### 【事業目的】

大阪府指定の生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立って適切な生活介護サービスの提供を行う。

### 【運営方針】

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### 【所在地】

大阪府大阪市東成区玉津 2 - 1 1 - 2 8

### 【利用者定員】

15名

### 【職員配置】

管理者 1名 サービス管理責任者 1名 生活支援員 9名（送迎及び運搬業務担当者含む）

### 【営業日及び営業時間等】

#### 営業日

月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時45分、

第1水曜日午前9時00分～午後1時までとする。

（送迎車対応は午前8時30分～午後2時までとする。）

月1～2回の土曜日午前9時30分から午後2時までとする。

（送迎車対応は午前8時30分から午後2時までとする。）

ただし、国民の祝日、8月11日から8月14日、12月29日から1月4日までを除く。

#### サービス提供日

月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時までとする。

第1水曜日午前9時30分～午後1時までとする。

（送迎車対応は、午前8時30分～午後2時までとする。）

月1～2回の土曜日午前10時00分から午後1時までとする。

（送迎車対応は午前8時30分から午後2時までとする。）

ただし、国民の祝日、8月11日から8月14日、12月29日から1月4日までを除く。

**【指定生活介護事業を提供する主たる対象者】**

障害を持つ区分3以上の方(18歳未満の者を除く)、50才以上の区分2以上の方。

**【指定生活介護事業の内容】**

1 支援内容

- 1 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の援助
- 2 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
- 3 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための援助
- 4 ゲーム・カラオケ・外出・季節行事などの活動
- 5 送迎サービス

2 年間行事等予定

- 5月 季節の行事(端午の節句会)・土曜開所2回
  - 7月 避難訓練・季節の行事(七夕飾り作り)・学習会(土曜開所)
  - 8月 健康診断・どんどこ祭り・夏期休業(8/11~14)
  - 9月 健康診断・季節の行事(お月見会)・大阪大会(阪南市9/25)  
一泊旅行(9月実施の検討中)
  - 11月 学習会(土曜開所)・ふれあい広場
  - 12月 土曜開所2回・季節の行事(クリスマス会12/17、又は土曜開所に)  
冬期休業(12/29~1/3)
  - 1月 季節の行事(新年会・書初め)
  - 2月 体力作り・季節の行事(豆まき)・避難訓練
  - 3月 季節の行事(ひな祭り)・テーブルマナー訓練・  
年度末半日休業(3/31)
- ※土曜開所(月2回土曜日実施)/歯科訪問毎月予定

**【利用者から受領する費用の額面】**

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

- ・昼食1食につき370円
- ・個人による創作活動などの材料費は実費

**【工賃の支払い】**

生産活動に参加された方は、支援センター中の支給算定により支給する。

**【サービス利用に当たっての留意事項】**

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

**【通常の事業の実施地域】**

大阪市の全域、八尾市の一部とする。

**【保護者会との協力】**

事業所は「支援センター中保護者会」（就労継続支援B型事業＋生活介護事業の利用者家族は合同の保護者会とする）と協調し、事業の円滑な実施に努める。また、保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。

### 3. ホームズ中央(共同生活援助)

**【事業目的】**

大阪府指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

**【運営方針】**

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 利用者が主体的で豊かな生活を送ることができるように、ホームの世話人と生活支援員およびバックアップ職員が密接に連携協力し、様々な支援業務を行う。個別支援計画を基本にすえた支援を展開する中で、とりわけ栄養管理の確立、生活費や預り金などの金銭管理システムの確立を目指す。併せて世話人および関係職員の資質向上を図る。

**【所在地】**

名 称	所在地	入居定員
ひだまり	八尾市光町2丁目	5名
かみきたホーム	大阪市平野区加美北1丁目	5名

しょうじホーム 主たる事業所	大阪市生野区小路2丁目	7名
さとホーム	大阪市東成区中本5丁目	4名

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名 世話人13名 生活支援員7名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援（コーディネート、情報提供）
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

ひだまり	(1) 家賃	月額	31,200円	
		月額	10,200円	
	(2) 光熱水費	月額	20,000円	
	(3) 食材料費(朝食・夕食)日用品費	1食	300円	
	お弁当(昼食)食材料費	月額	2,000円	
(5) 備品修理買い替え費				
かみきたホーム	(1) 家賃	301号 和室	月額	30,600円
		6畳洋室	月額	29,600円
		4.5畳洋室	月額	28,600円
		304号和室	月額	30,600円
		6畳洋室	月額	30,600円
	(2) 光熱水費	月額	8,400円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	
	お弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	(4) 日用品費	月額	1,000円	
	(5) 備品修理買い替え費	月額	2,000円	



しょうじホーム	(1) 家賃	和室 6 畳	月額	25,500円
		和室 8 畳	月額	27,500円
		洋室 6 畳	月額	24,500円
		洋室 5 畳	月額	22,500円
	(2) 光熱水費		月額	10,000円
(3) 食材料費			月額	20,000円
	お弁当(昼食)食材料費	1食		300円
(4) 日用品費		月額	1,000円	
(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000円	
さとホーム	(1) 家賃		月額	23,000円
	(2) 光熱水費		月額	10,000円
	(3) 食材料費		月額	20,000円
	お弁当(昼食)食材料費	1食		300円
	(4) 日用品費		月額	1,000円
(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000円	

#### 【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

## 4. 居宅介護事業

### 【事業目的】

大阪市指定の居宅介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

### 【運営方針】

- 1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以

下、障害者総合支援法という)及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話 06-6975-3380 FAX 06-6748-0336

【職員配置】管理者 1名 サービス提供責任者1名 従業者 3名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ 通院等の介助（事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。）

⑦ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

① 調理

② 衣類の洗濯、補修

③ 住居等の掃除、整理整頓

④ 生活必需品の買い物

⑤ 関係機関との連絡

⑥ その他必要な家事

## 5. 移動支援事業

【事業目的】

大阪市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

1 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

- 3 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 5 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 6 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 7 前六項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）及び大阪市移動支援事業実施要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話 06-6975-3380 FAX 06-6748-0336

【職員配置】 管理者 1名 サービス提供責任者1名 従業者 6名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

- ① アセスメント等の実施
- ② 移動支援計画の作成・交付
- ③ 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
- ④ 外出時における移動の介護
- ⑤ 外出時の利用者の健康面の管理
- ⑥ 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- ⑦ 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
- ⑧ 日々の支援の内容を記録
- ⑨ 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言